

社会福祉法人キリスト教ミード社会館
地域活動部教養クラス規約（ポレポレ倶楽部）

1. 入会について

『入会申込書』に必要事項をご記入の上、総務部受付に提出してください。
月謝袋を作成しお渡しします。

2. 退会について

『退会届』に必要事項をご記入の上、退会する月の前月末日まで（例：4月から退会する場合、3月31日まで）に総務部受付に提出してください。

3. 欠席される場合について

- ・長期（2週間以上）で欠席される場合のみ、地域活動部にご連絡ください。
☎ 受付総務 06-6309-7121(代) 地域活動部直通) 06-6309-7125
- ・台風などの荒天や講師の都合でお休みになった場合は、原則として振替日を設定いたします。

4. 会費について

ポレポレ倶楽部（介護予防教室）

入会金		5,000 円
月謝	週 1 回	3,000 円
	週 2 回	4,400 円

<※料金は全て消費税込みの金額です。>

※ 令和1年10月分からの料金表

5. 会費の支払方法について

- ・会費は毎月第1週迄に納入していただくか、月初めの1回目利用の時に納入ください。
（お釣りのないようお願いします）
- ・月謝袋に領収印を押しますので、必ず月謝袋に入れてお持ちください。月謝袋が領収書の代わりとなりますので、会費納入時に領収印を必ずご確認ください。
- ・教養クラスが2つ目の場合は、2つ目から入会金は免除になります。
- ・入金確認が取れない月が発生した場合、当月20日までに書面にてご連絡致します。書面到着後は速やかにお支払いいただきますようお願い致します。
それでもなお入金確認がとれず、2ヵ月以上会費の滞納が発生した場合は、原則として退会していただくこととなりますのでご注意ください。
- ・一旦、納入された費用につきましては如何なる場合も返金は致しません。

6. 入会金無料キャンペーン（4月、5月）について

キャンペーン期間中（毎年4月、5月）の入会に入会金が免除となります。但し、入会した日の含まれる月から月謝の支払が必要となります。（「8.月途中の入会について」を参照）

例えば、4月に入会し4月から教室に出席した場合は、4月の入会金が免除となり、4月からの月謝をいただきます。

5月に入会し、入会金の免除を受けて6月からの教室の出席（免除を受けた翌月からの出席）はできませんのでご注意ください。

7. 月途中の入会、退会について

月途中に入会した場合は、**残りの教室の回数×@500円**を月謝としていただきます。

例えば、月途中の入会で、その月に教室が残り2回しかない場合は、2回×500円で1,000円の月謝をいただきます。

月途中の退会につきましては、当月1ヶ月分の月謝をいただきます。

8. 体験利用について

体験利用は1回のみです。

9. 免責事項

社会館内でのケガや事故等につきましては、当法人では一切責任を負いかねます。

但し普通傷害保険に加入しておりますので、保険の範囲では対応します。

10. 損害賠償

受講生の故意により器物破損やトラブルがあった場合は、賠償請求をさせていただく場合があります。

11. 規約および月謝の変更

事前にお知らせしたうえで変更することがあります。

附 則この規約は、令和1年10月1日から施行する。